

施運第 532 号
平成29年9月27日

北海道認知症グループホーム協会長 様

北海道保健福祉部
福祉局地域福祉課長
施設運営指導課長
障がい者保健福祉課長
高齢者支援局高齢者保健福祉課長
子ども未来推進局子ども子育て支援課長

新規指定申請時等における非常災害対策計画の添付について

昨年の台風により道内において南富良野町などの社会福祉施設に甚大な被害が発生したことを踏まえ、平成28年11月に各社会福祉施設等に対し非常災害対策に係る計画や避難訓練等について、自己点検及び改善を求めるとともに、非常災害対策計画等の整備状況調査を実施したところですが、調査結果では、火災や地震に加え、地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害に備えた非常災害対策計画を策定している施設が全体の62.6%にとどまっていたところです。

災害発生時の利用者の安全確保のためには、非常災害対策計画の策定が必要であり、社会福祉施設等関係の条例では「地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含む非常災害対策計画」の策定が義務付けられています。

これらのことから、今般、新規申請（認可・届出を含む）時に、非常災害対策計画の添付を義務付けることとしました。

つきましては、新規事業者等への周知及び指導等についてご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

適用年月日

平成30年1月新規指定申請書類提出時（認可・届出を含む）から適用

新規指定申請時等における非常災害対策計画の添付に係る問い合わせ先一覧

区分		所管課・グループ		内線
高齢者	養護、軽費、有料老人ホーム (特定施設に指定されているものを除く)	施設運営指導課	事業指定G	25-227
	サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するもの。但し、特定施設に指定されているものを除く)			
	上記以外の介護保険施設等			25-226
障がい者	福祉ホーム、地域活動支援センター	障がい者保健福祉課	社会参加G	25-730
	上記以外の障害者施設等	施設運営指導課	事業指定G	25-227
障がい児	障害児施設等	障がい者保健福祉課	制度G	25-727
児童	助産施設、母子生活支援施設	子ども子育て支援課	自立支援G	25-777
	保育所、認定こども園、児童厚生施設		保育・育成G	25-767
	上記以外の施設等		児童相談G	25-775
保護等	救護施設	地域福祉課	生活保護G	25-629
	授産施設			
	社会事業授産施設	施設運営指導課	法人運営G	25-215
	無料低額宿泊所			25-213